土地・家屋に変更があるときは

固定資産税は、土地・家屋の使用状態によって、税負担が軽減されるものがあります。 特に住宅用地として土地を利用している場合には、課税標準の特例措置があり、税負担が軽減されています。 使用している状況に変更があったときには、申告書などの提出をしてください。

●届出が必要なときとその申告書などの名称 土地や家屋の状況に変更があった場合で、具体的には次のようなときです。

| こんなとき | 申請をする必要がある人 | 申告書などの名称 |
|--|-----------------------|--|
| (1)家屋を新築または増築した場合 (申告にあたっては家屋の評価を実施します) | 家屋の所有者 " 土地の所有者 | 新築住宅に関する固定資産税の減額申請書 未登記家屋取得届出書 住宅用地認定申告書 |
| (2)家屋を建て替えるとき | 家屋の所有者 土地の所有者 | 家屋取壊届出書 住宅建替中の土地に係る申告書 |
| (3)家屋の全部または一部を取り壊したとき | 家屋の所有者 土地の所有者 | 家屋取壊届出書 |
| (4)家屋の用途を変更した場合 (例 店舗を住宅に変更など) | 土地の所有者 | 住宅用地認定申告書 |
| (5) 土地の用途(利用状況)を変更した場合 (例 住宅の敷地を駐車場に変更など) | 工地の所有有 | |
| (6)家屋が災害などの事由により滅失または損壊 したとき | 家屋の所有者 " 土地の所有者 | 家屋取壊届出書 (固定資産税減免申請書) 被災住宅用地の特例適用申告書 |

【問合先】税務課 ☎388-1112

給与所得者の年末調整

岐阜南税務署



年末調整とは

給与所得者については、通常、その年の最後の給料または賞与が支払われる 際に、所得税の精算が行われるため、大部分のかたが確定申告をする必要があ りません。この精算手続は「年末調整」と呼ばれており、この「年末調整」に より所得税が納め過ぎの場合には還付され、不足の場合には徴収されることと なります。

「年末調整」では、次のような控除が受けられますので、必要な申告書を提 出して、これらの控除を正しく受けてください。

●主な控除と必要書類

| 各種控除 | 提出書類 (右図参照) | |
|---------------|-------------|--|
| 配偶者控除と扶養控除(注) | 1 | |
| 配偶者特別控除 | | |
| 社会保険料控除 | | |
| 小規模企業共済等掛金控除 | Л | |
| 生命保険料控除 | | |
| 損害保険料控除 | | |
| 住宅借入金等特別控除 | | |

(注)障害者等の控除も含みます。

『勤務先への提出書類』

- イ「扶養控除等(異動)申告書」
- □「配偶者特別控除申告書」
- 八「保険料控除申告書」
- 二「住宅借入金等特別控除申告書」

- 1 口と八の申告書は兼用用紙となっています。 2 各種申告書の提出にあたっては、裏面の注
- 意事項を確認してください。



【問合先】岐阜南税務署 個人課税部門 ☎271—7113

主婦と税〈パートと税〉

例えば、夫に所得があり、妻の収入がパート収入のみのかたの場合、パート収入が103万円までであれば、夫は配偶者控除 (38万円) が受けられます。

配偶者特別控除は、配偶者控除の対象ではない妻について、妻の所得によっ て調整されますが、最高額は38万円です。この控除はパート収入が103万円を超 えて141万円未満であれば受けることができます(夫の合計所得が1,000万円(給 与収入で約1,231万円)を超える年には受けることはできません。)。



岐阜南税務署

【問合先】岐阜南税務署 個人課税部門 ☎271—7113